

令和6年度 出産世帯応援金事業 よくある質問

共通

質問	回答
出産日当日に申請者（または配偶者）が36歳になりましたが、若年出産世帯2つの事業の対象になりますか。	対象外です。
夫婦のうち、申請者はどちらになりますか。	対象の赤ちゃんと同居している保護者であれば、どちらでも大丈夫です。
生まれた赤ちゃんの誕生日はいつからが対象ですか。	<p><出産時 35歳以下の夫婦> <u>令和6年4月1日以降</u></p> <p><出産時 29歳以下の夫婦> 令和5年4月2日以降</p> <p>※多子世帯リフォーム等事業は、夫婦の年齢に関係なく令和5年4月2日以降の出生が対象です。</p>
他市で出産した後、赤ちゃんと一緒に四国中央市に転入しましたが対象になりますか。	<p>対象になります。</p> <p>ただし、下記3条件全てを満たす必要があります。</p> <p>①申請日を含み、3か月以上四国中央市に住民票があること。</p> <p>②赤ちゃんの誕生日から1年以内での申請をすること。</p> <p>③転入前の自治体で同様の補助金を受けていないこと。</p>
所得制限はありますか。	ありません。
ひとり親家庭（未婚の母等含む）は対象になりますか。	<p>35歳以下の子育て世帯であれば対象になります。</p> <p>※多子世帯リフォーム等事業は、申請者の年齢に関係なく対象になります。</p>
何回かに分けて申請することは可能ですか。	<p>1回の出産につき、申請は1回限りです。</p> <p>また、補助限度額に達していない場合でも残額を翌年以降に繰り越すことはできません。</p>
申請した補助金はいつ振り込まれますか。	審査後約1ヵ月後の振り込みになります。
どの期間が対象になりますか。	令和5年4月1日又は母子健康手帳の交付日のいずれか遅い日から1歳の誕生日前日までの間に支払ったものが対象となります。（1歳を迎えない場合は、令和7年3月21日までの間）

若年出産世帯出産等事業

質問	回答
補助対象品にならないものはありますか。	家電リサイクル料や処分費用、付属品等購入費は対象外です。また、リユース品（中古品）の購入も対象外です。

省エネ家電はどんなものが対象になりますか。	原則として、資源エネルギー庁 HP の省エネ型製品情報サイトの機種名(型番)に載っている製品かつ、製品カタログ等により、同製品が統一省エネラベル2つ星以上のものが対象です(または同等の製品とみなすことができるもの)。ほかにも、送料・配達料、設置工事費も対象とします。
育児・家事代行サービスも対象となりますか。	家事・育児負担の軽減につながるものであれば対象となります。 [対象]ハウスクリーニングやベビーシッター [対象外]こどもの預かりや保育利用料
おむつ券以外で購入した紙おむつも対象となりますか。	対象外です。
領収書が発行されない、または一括購入により判別つかない場合は対象外になりますか。	対象製品であることや支払い金額が確認できないものは、対象外となります。 支払い口座の写し、商品内訳書、購入時の受付メール、製品の保証書など確認できれば対象とします。
購入場所・方法に指定はありますか。	特に指定はありません。 通販やインターネットで購入した商品は、注文履歴から印刷していただいた領収書等により、「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決裁方法」などが確認できれば、対象になります。
申請者名義以外のクレジットカードで購入したのも対象になりますか。	赤ちゃんの保護者名義に限ります。
領収者は写し(コピー)でもいいですか。	原本を提出してください。保証書は写しても構いません。
領収書ではどんなことを確認しますか。	「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決裁方法」などを確認します。 これが確認できない場合は、対象外とさせていただきます。
領収書の宛名が申請者以外でもいいですか。	家計を管理している配偶者等、適当と認められれば差し支えありません。
配置・設置後の写真はどのように撮ればいいですか。	下記の2枚をご提出いただくことが望ましいです。 ①メーカー、機種、型番などが確認できる部分を拡大して撮影したもの ②製品の設置状況(全体)を写したもの
補助金の振込先は自由に指定できますか。	申請者、配偶者のいずれか1つを指定できます。

若年出産世帯奨学金等返還事業

質 問	回 答
国（日本学生支援機構）以外の奨学金を利用していますが対象になりますか。	本人の就学のために使われたものであり、かつ本人が債務者として返済しているものであれば対象となります。 対象になるかどうか不明な場合は、事前に担当までお問い合わせください。 なお、教育ローンは対象外です。
対象外になるのはどういう場合ですか。	①他の奨学金返還支援事業を受けている場合 ②過去に奨学金の滞納があった場合

多子世帯リフォーム事業

質 問	回 答
子どもが何人いれば対象になりますか。	18歳未満の同居している子どもが2人以上です。
申請者の年齢制限はありますか。	ありません。
第2子以降を出生した日からいつまでが対象になりますか。	出生したお子さんが、1歳を迎える前の日（誕生日前日）までに工事が完了し、支払いが済んだものが対象となります。 今年度（令和7年3月末）までに1歳を迎えない場合は、令和7年3月21日までのものが対象となります。
リフォーム会社の指定はありますか。	県内に住所を有する個人事業者又は県内に本社、支店、営業所等を有し、リフォーム事業を営む法人事業者との契約により実施する改修工事を対象とします。
自分で行ったリフォーム（DIYによるリフォーム）の材料費は対象になりますか。	対象外です。
出産前に行ったリフォーム代等は対象になりますか。	令和5年4月1日又は母子健康手帳交付日のいずれか遅い日からのものは対象となります。
新築・増築は対象になりますか。	対象外です。
リフォームが申請年度内に終わらなかった場合、次年度へ持ち越せますか。	持ち越せません。
リフォーム工事の範囲はどのようなものですか。	子育てしやすい環境づくりに寄与するものを対象とします。 クロス張替えのような軽易なものは含みません。 詳細はお問い合わせください。
給湯器の交換は対象になりますか。	リフォーム工事であれば対象です。 単なる交換のみは対象外です。